

## 1 都市計画マスタープランとは

---

## 1.1 現行都市計画マスタープラン改定の背景と目的

本市では、都市計画法に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として、2004年には旧宇部市域、2007年には合併した旧楠町域に関する『宇部市都市計画マスタープラン』を策定しました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行等の社会的課題への対応、また関連する諸法令、「宇部市総合計画」をはじめとする各種計画の策定・改定等、本市を取り巻く社会情勢は策定当時から変化しています。さらに本市では、2015年3月に市民や事業者と一体となって、魅力的で利便性の高いにぎわいのある持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるため、「にぎわいエコまち計画」を策定し、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた検討を進めています。

本計画は、こうした時代変化に対応し、将来に向けてより適切な都市づくりを進めていくため、計画の見直しを行ったものです。

## 1.2 役割と位置付け

本計画は、次のような役割を担っています。

### ①都市の将来像や都市づくりの目標を明らかにします

これからのまちづくりについて、実現すべき都市の将来像や都市づくりの目標を明らかにします。

### ②土地利用や市が決定する都市計画の指針となります

土地利用の規制・誘導の方策や具体的な都市計画を決定・変更する際の指針となります。

### ③個別の都市計画の相互調整を図ります

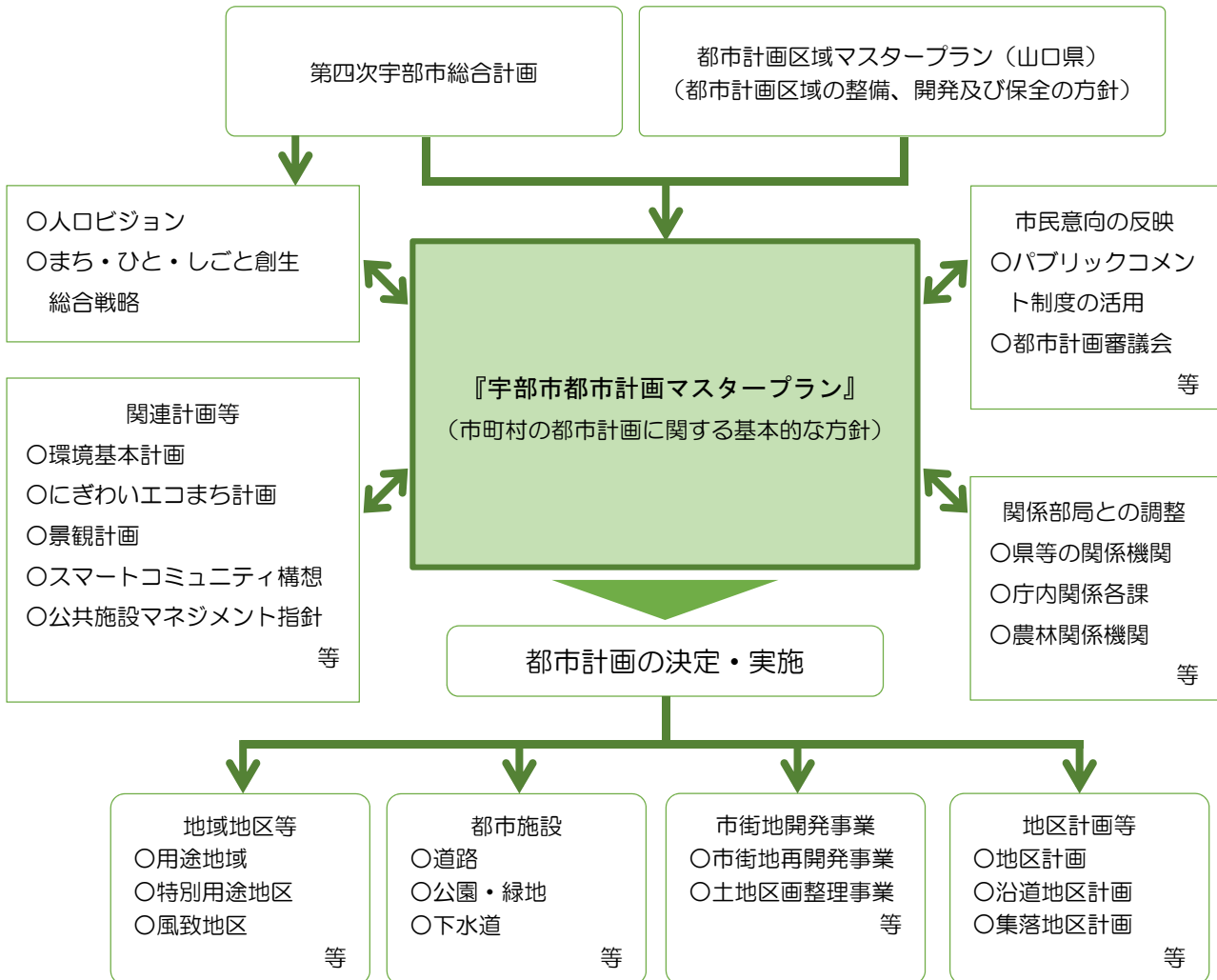
個別の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを可能にします。

### ④市民のまちづくりへの参加意識を高めます

市民、事業者、行政等が都市づくりの目標を共有することで、都市計画に対する理解を深め、具体的な施策への理解・協力を促します。

本計画は、「第四次宇部市総合計画」や県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、関連する諸法令、各種構想や計画等との整合を図ることが必要となります。

■宇部市都市計画マスタープランの位置付け



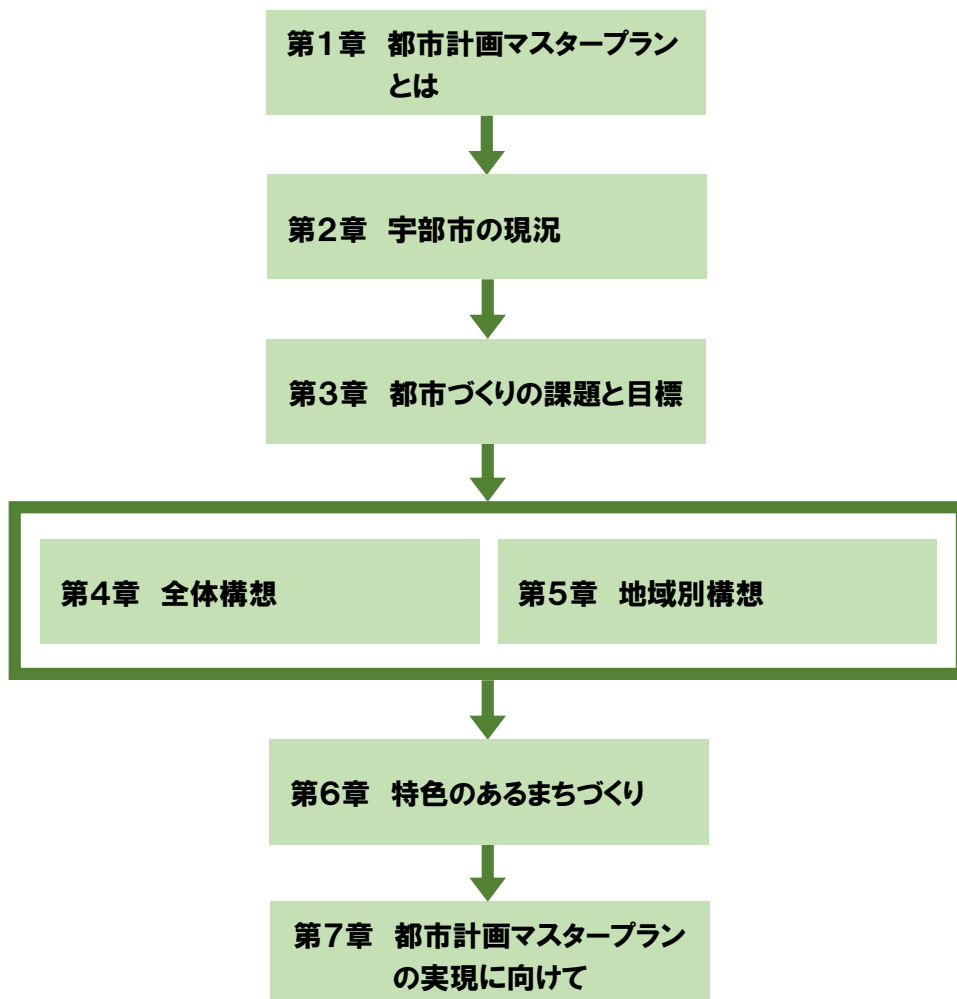
### 1.3 計画対象と目標年次

「都市計画マスタープラン」は、都市計画の指針であり、都市計画区域を基本とするものですが、本計画においては、市域の一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画区域外を含む市域全域を計画対象とします。なお、本市は山口県の「都市計画区域マスタープラン」において非線引き都市計画区域として位置付けられており、本計画においては、これを踏まえながら本市の都市像を示します。

計画の目標年次は、20年後のまちの姿を展望しつつ、概ね10年後の2025年とします。

### 1.4 構成

本計画は、「都市計画マスタープランとは」「宇部市の現況」「都市づくりの課題と目標」「全体構想」「地域別構想」「特色のあるまちづくり」「都市計画マスタープランの実現に向けて」の7章で構成します。地域別構想は、市民の身近な生活行動単位である自治会区や小学校区を基本に「中央部地域」「西部地域」「東部地域」「北部地域」の4地域に区分します。



## 1.5 社会環境の変化

### 1) 人口減少・超高齢社会の到来

我が国は 2008 年をピークに人口減少時代に突入し、それとあわせて急速な少子高齢化が進み、65 歳以上の高齢者が 25%を超える超高齢社会となりました。人口減少や少子高齢化は、社会保障費負担の増加や労働力の減少、地域コミュニティの希薄化等への影響が懸念されます。さらに世帯規模の縮小と核家族化、地域コミュニティの衰退により、高齢者の孤独化、子育て世帯の孤立化等が社会問題となっています。

### 2) 都市再生特別措置法等の改正

地方都市では拡散した市街地での急激な人口減少が見込まれ、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となる中、「都市再生特別措置法」「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正されました。これらにより、住宅や医療、福祉、商業等生活サービスに関連する施設の誘導等を図りつつ、公共交通と連携したコンパクトなまちの実現が求められています。

### 3) 地球環境問題の顕在化と都市の低炭素化の促進に関する法律の施行

地球規模の人口増加や科学技術の発展・普及により、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が増加して地球温暖化が進行しています。地球温暖化による自然環境への深刻な影響に加え、都市インフラの老朽化等の社会問題を抱えている中で、市民・事業者・行政等の一体的な取り組みによる低炭素・循環型社会の構築に向けて、2012 年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されています。

### 4) 総合的な災害対策の必要性の高まり

2011 年に発生し、東北地方へ津波等により甚大な被害をもたらした東日本大震災や、2014 年に広島県で発生した豪雨による大規模な土砂災害は、人々の防災意識を向上させ、災害に強いまちづくりの重要性が明らかとなりました。しかし、施設整備のみによる安全性の確保には限界があり、さらには高齢者の孤独化、子育て世帯の孤立化等が課題となっている中で、災害時には互いに助け合える体制づくりも含めたハードとソフトが一体となった自助・共助・公助による総合的な災害対策の確立が求められています。

### 5) 美しい景観へのニーズの高まり

急速な都市化が終焉し、これまでの経済性や効率性、機能性を重視してきたまちづくりから、水と緑豊かな自然環境や美しいまちなみ、都市の歴史や文化へと関心が移行しています。

こうした中、2004 年には「景観法」が施行され、良好な景観が国民共通の財産として位置付けられました。また、2008 年には「歴史まちづくり法」が施行され、歴史的なまちなみを活用したまちづくりを国が支援する制度が創設されました。

また、これまでは景観的には良くないものとして位置付けられていた工場やコンビナート等が、ユニークで迫力のある景観として、人々に認識されるようになってきています。

今後は、これらを活用した美しい都市づくりの推進が求められています。

## 1.6 改定方針

社会環境の変化を考慮して、改定方針を下記のとおり設定します。

### 社会環境の変化

#### 人口減少・超高齢社会の到来

人口減少・少子高齢化が進行しており、本市でも同様の問題に直面しています。これらによる財政負担の増大やコミュニティの希薄化等に対応するため、これまでの都市のあり方を見直す必要があります。

#### 都市再生特別措置法等の改正

地方都市において拡散した市街地の急激な人口減少が問題となっている中、集約化された都市機能と公共交通が連携したコンパクトなまちづくりの実現に向けて「都市再生特別措置法」等が一部改正され、本市では「立地適正化計画」を策定中です。

#### 地球環境問題の顕在化と都市の低炭素化の促進に関する法律の施行

地球温暖化や都市インフラの老朽化等の社会的課題の対応として、市民・事業者・行政等が一体となって持続可能なまちづくりを進めるため「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、本市では「にぎわいエコまち計画」を策定しました。

#### 総合的な災害対策の必要性の高まり

2011年の東日本大震災や2014年の広島土砂災害の発生等により、災害に強いまちづくりの重要性が明らかとなりました。本市でも災害に対して不安がある方の割合が高く、対策が求められています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の生活上の課題、核家族化や子育て世帯の孤立化等が問題となっており、コミュニティづくり等による安心安全なまちづくりも求められています。

#### 美しい景観へのニーズの高まり

水と緑豊かな自然環境や美しいまちなみ、都市の歴史や文化への関心が高まっているとともに、これまで景観的に良くないものとして位置付けられていた工場やコンビナート等が、ユニークで迫力がある景観として、人々に認識されはじめています。

### ●改定に向けた考え方

#### ① 拡散から集約への変化に対応

- これまでのような拡散・拡張した都市づくりから、集約した都市づくりへの転換を検討します。
- 人口動向や高齢化の動向を見据えて、居住の誘導も視野に入れた都市づくりを検討します。

#### ② 低炭素社会に向けた都市構造やライフスタイルの見直し

- 都市機能の集積状況ならびに広域的な公共交通の状況を評価し、役割の見直しや新たな拠点・地域コミュニティ核について検討します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、行政、商業、医療、福祉、子育て支援等、生活サービスに関する施設や居住の誘導等を図りつつ、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを検討します。
- 「にぎわいエコまち計画」も踏まえて、今後の低炭素社会を実現するため、市民のライフスタイルの転換に向けた取り組みを検討します。

#### ③ だれもが安全に安心して暮らせる地域コミュニティづくり

- 高齢者世帯や子育て世帯も、互いに顔の見える関係を築き、大規模な自然災害等の発生時においても安心して助け合えるコミュニティづくりを検討します。
- 住民自らがまちづくりに参加しやすい「地域」の単位についても、住民の生活範囲等を考慮し検討します。

#### ④ “宇部ブランド”の創造・発信への対応

- 産官学民一体となった「宇部方式」の精神のもと、宇部市らしい都市づくりを検討します。
- 緑、花、彫刻、さらには工場景観等の地域資源を活かしたまちづくりを検討します。